

日系定住外国人施策に関する基本指針の策定について

日系定住外国人

(「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族)

- ・ 昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多い。
- ・ 平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難な状況に置かれる人が増加。帰国者も多数。

【ブラジル人登録者数】

昭和63年： 約4千人 平成20年： 約31万人
平成21年： 約27万人(前年比約4.5万人減)

【ペルー人登録者数】

昭和63年： 約860人 平成20年： 約6万人
平成21年： 約6万人(前年比約2千人減)
日系人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

これまでの国の取組

- ・ 内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
 - ・ 「定住外国人支援に関する当面の対策について」
(平成21年1月)
 - ・ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」
(平成21年4月)
- 教育、雇用、住宅、情報提供などが主な内容。

その後の動き

- ・ 帰国者の増加により外国人登録者数は減少に転じたが、日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向。
- ・ 「多文化共生推進協議会」(愛知、岐阜、三重など7県1市で構成)や「外国人集住都市会議」(太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町で構成)から、国としての体系的・総合的な方針策定の要望。

国として日系定住外国人施策に関する基本指針を策定することが必要

「日系定住外国人施策に関する基本指針」の概要

【基本的な考え方】

- ・ 日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

1. 日本語で生活できるように

- ・ 日本語習得のための体制整備 / 各種手続時での日本語習得の促進
- ・ 多言語による相談体制の整備 / 生活に必要な最低限の情報の多言語化

2. 子どもを大切に育てていくために

- ・ 日本の公教育を受ける機会を保障
- ・ 外国人学校に通う意向への配慮

3. 安定して働くために

- ・ 就職に必要な日本語能力や職業能力の向上
- ・ 多言語での就職相談、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ・ 日系定住外国人を雇用する企業の役割の検討

4. 社会の中で困ったときのために

- ・ 生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供
- ・ 年金、医療、母子保健などの社会保障や居住の安定確保

5. お互いの文化を尊重するために

- ・ 1～4の施策推進に当たり、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら共に生きていくことが重要であることに留意

基本指針に盛り込まれた事項について、更に各府省庁で検討し、平成22年度末を目途として「**行動計画**」を策定。